

国史跡武蔵国府跡（国司館地区）  
第2期整備基本計画

令和8年1月

府中市教育委員会

## 目 次

1 はじめに.....	1
(1) 計画策定の経緯と目的.....	1
(2) 国司館地区の本質的価値.....	2
2 整備事業の経緯と位置付け.....	3
(1) 整備事業.....	3
(2) にぎわい創出事業.....	5
3 国司館地区の概要.....	7
(1) 敷地の概要.....	7
(2) 周辺状況.....	7
4 基本方針.....	11
(1) 遺構に配慮した整備.....	11
(2) 史跡を楽しく理解し学べるガイダンス施設の設置.....	11
(3) にぎわいの創出.....	11
(4) 周辺空間と一体で活用するための動線確保.....	11
(5) 誰もが利用しやすい施設.....	12
5 土地利用方針.....	13
(1) 検討の条件.....	13
(2) 導入機能等.....	13
(3) 動線及び機能配置イメージ.....	15
(4) サインの設置.....	16
(5) 既存設備の改修等.....	16
6 整備方針.....	17
(1) 遺構に配慮した整備.....	17
(2) 便益施設を含むガイダンス施設の整備.....	17
(3) 舗装の変状対策.....	17
7 管理運営方針.....	18
(1) 想定される事業スキーム.....	18
(2) 本事業における役割分担.....	19
8 今後のスケジュールと課題.....	20
(1) 事業のスケジュール.....	20
(2) 概算事業費のイメージ.....	20
(3) 今後の課題.....	21
参考1 関連計画及び法令等.....	24
(1) 関連計画.....	24
(2) 関連法令等.....	27
参考2 導入機能に係る来場者アンケート（抜粋）.....	30

# 1 はじめに

## (1) 計画策定の経緯と目的

国史跡武蔵国府跡は、東京都府中市宮町二丁目及び三丁目を中心に所在する、古代の国府遺跡です。府中市教育委員会（以下「教育委員会」といいます。）では、昭和50年以降、市民の理解と協力により国府域全体を視野に入れた悉皆的な発掘調査を実施してきました。その結果、国内で最も国府のイメージが捉えられる国府遺跡となりました。

また、昔は幻の国府と言われていた武蔵国府の中枢施設である国衙跡も、大國魂神社境内から東側に存在することが判明しました。その結果、古代武蔵国の政治情勢を示す上で、更には我が国の古代地方行政組織の在り方を考える上でも、学術的に重要な遺跡であることが明らかになっています。その結果、平成21年7月には、大國魂神社境内全域、その東側の市道及び国衙跡整備地約5万4,000平方メートルが「国史跡武蔵国府跡」として、国の史跡に指定されました。

教育委員会では、この武蔵国府跡を文化財として適切に「保存」し、文化財の魅力を広げ、かつ、地域の未来に資するよう積極的な「活用」を推進するため、平成26年3月に国史跡武蔵国府跡保存管理計画（以下「保存管理計画」といいます。）を策定しました。府中市（以下「市」といいます。）では、この計画に基づき、国衙跡の中枢施設約500平方メートルの保存整備を行いました。

本計画の対象である「国史跡武蔵国府跡（国司館地区）」（以下「国司館地区」といいます。）は、このうち平成20年に開始した府中市本町一丁目の府中本町駅東側の発掘調査により、それまで知られていなかった国司の居宅である国司館の遺構が発見されたものです。この遺跡は、国内でも例のない初期国司館と考えられる国府の重要な施設であるとともに、徳川家康府中御殿という市の歴史を象徴するものとして、平成23年2月に国史跡武蔵国府跡の追加指定を受け、国司館地区として、保存・活用・整備事業を行うこととしました。

この事業は、保存管理計画に基づき、二つの時期に分けて段階的に整備を行うこととしてきました。第1期保存整備事業は、平成30年3月に、国司館を中心とした遺構の保存・展示に係る「古代の空間再現ゾーン」と、国衙地区との連携を図るための「国衙地区連携ゾーン」を整備し、「国司館と家康御殿史跡広場」として市内外から多くの来訪者を迎えています。

府中市国史跡武蔵国府跡（国司館地区）第2期整備基本計画（以下「本計画」といいます。）は、「国司館跡地区施設の歴史的価値を高め広く発信するとともに、駅前という立地をいかしたにぎわいと魅力ある空間を創出すること」を目的とした第2期整備事業に係る基本的な方針を定めるものです。



図1 武蔵国府跡とその周辺（南東より）

(2) 国司館地区の本質的価値

古代武蔵国の国府跡は、武蔵野台地上、多摩川が形成した崖の縁辺に位置し、国府の実態をよく示した、古代武蔵国の政治情勢を示す上で重要な遺跡です。府中本町駅の東側で発見された国司館地区の遺構は、発掘調査の成果から、7世紀後半から8世紀前半（飛鳥時代から奈良時代前期）に造営されたと考えられています。当初、東西棟の建物が2棟建てられ、その後8世紀前半に「東西棟の主殿」と「南北棟の脇殿」が建てられたことが分かりました。これらの建物は、真北を基準に規則正しく並んでいることが分かっています。飛鳥時代に遡る国司館跡の発見は、武蔵国府の成立や日本古代の地方行政組織の成り立ちを解明する上で、貴重な発掘調査となりました。

こうした成果を受けて、国史跡武蔵国府跡の追加指定がなされました。



図2 国史跡武蔵国府跡（国司館）地区の復元模型（第1期保存整備事業：北西より）

## 2 整備事業の経緯と位置付け

国司館地区の整備は、保存管理計画に基づき、「史跡の歴史的価値を高め広く発信するとともに、駅前という立地をいかしたにぎわいと魅力ある空間を創出すること」としての活用を行うこととして取組を進めてきました。

### (1) 整備事業

国司館地区の整備は、国司館地区保存活用整備基本設計、実施設計（第1期工事分）に基づき、次の3つのゾーンに区分して段階的な整備を進めてきました。

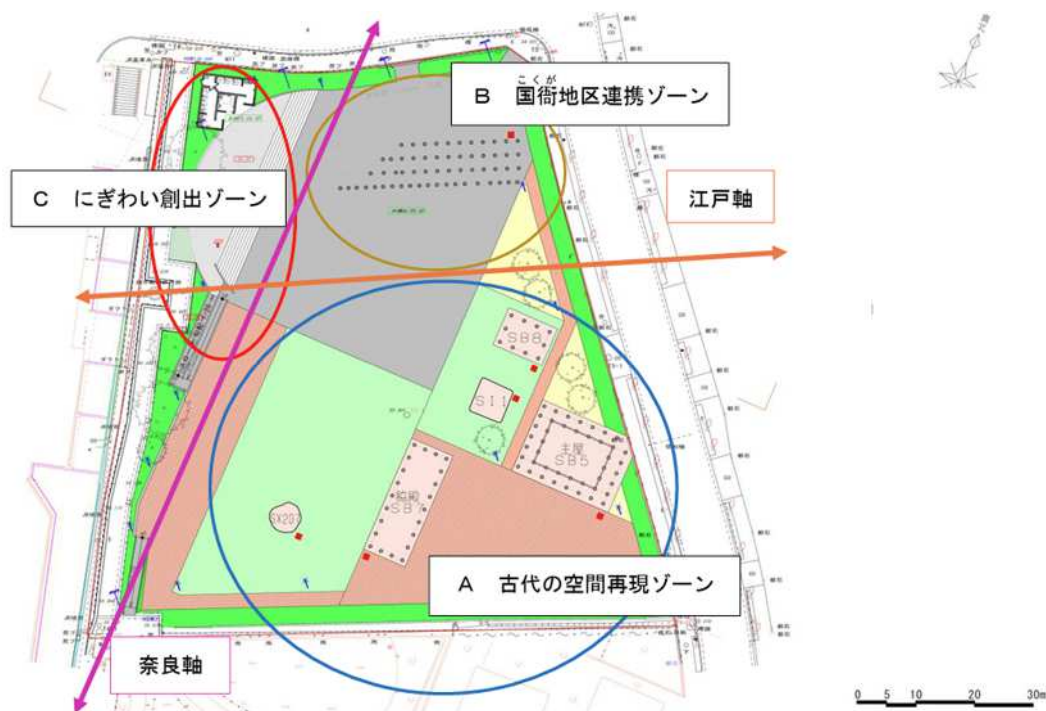


図3 国司館地区の整備ゾーン

### ア 国司館地区第1期保存整備事業

第1期保存整備事業では、国史跡の歴史的価値を高めるエリアである、「古代の空間再現ゾーン」、「国衙地区連携ゾーン」の整備を行いました。

#### (ア) 実施時期

平成28年度から平成30年度まで

#### (イ) 概要

史跡の本質的価値の構成要素である国司館跡を適切に保存し、その価値が市民に正しく伝わるよう整備を行いました。具体的には、柱による立体復元や遺構の表面表示、万葉集に出てくる草花を植栽した「万葉の庭」の整備を始め、国内でも例のない10分の1サイズの国司館復元模型、徳川家康府中御殿も含めたVR映像によるCG復元などを製作し、公開しました。



图4 国司館地区第1期保存整備事業完成時全景（南西より）



图5 国司館地区第1期保存整備事業完成時1/10復元模型（北西より）

## イ 国司館地区第2期整備事業

国司館地区第2期整備事業（以下「本事業」といいます。）では、第1期保存整備事業の際に保存管理計画に基づき区分した「にぎわい創出ゾーン」に、新たな施設（以下「第2期施設」といいます。）を整備します。第2期施設は、国司館地区の本質的価値を理解するための学びとにぎわいの創出を目的とする、ガイダンス機能や便益機能を備えた施設とします。

また、国司館地区は中心市街地の区域であると同時に、府中本町駅に隣接する立地であることから、第2期施設、第1期整備事業で整備した広場、駅前が一体の空間として、より多くの市民が訪れて史跡に親しめる「にぎわいと魅力ある空間エリア」としていきます。

## (2) にぎわい創出事業

国司館地区の保存と活用においては、歴史に興味がある人だけでなく、多くの人々が訪れ史跡の歴史的価値を知ってもらうことが重要です。市では、当該地区が府中本町駅前という立地にあることを踏まえ、第1期保存整備事業で整備した広場を活用し、令和4年度からにぎわい創出のための実証実験を実施してきました。本事業の取組内容と検証は、表1のとおりです。

実証実験の結果、当該地区の入場者数は年間約4万5,000人となり、様々なイベントを通して多くの人々に、史跡に親しんでもらいながら、当該地区の歴史的価値を周知することができました。

表1 にぎわい創出事業の実施概要

実施年度	名称	主な実施事業			
		実施日	取組名	内容	来場者数
令和4年度	令和4年度国司館と家康御殿史跡広場 魅力発信・にぎわい創出事業 (令和4年6月1日～令和5年3月31日)	6月～7月	御殿地テラス	・ 椅子、机、パラソルを設置し、史跡の滞在性を高めた。	-
		9月	府中お月見ナイトピアガーデン	・ コロナ禍の収束に伴い、国司館地区の開放的な空間をいかし、人々が時間と空間を共有できる場を創出した。 ・ 取組は各種メディアに取り上げられ、史跡の認知度向上につながった。また、アンケートを実施し、史跡の周知に努めた。	2,590名
		11月	目指せ!G1グルメフェス 民間主催	・ 当該広場の認知度向上及び活用促進に向け、民間団体による活用を実施した。 ・ 利用による課題を検討し、翌年度以降の改善に努めた。	約2,300名
令和5年度	令和5年度国司館と家康御殿史跡広場 魅力発信・にぎわい創出事業 (令和5年6月1日～令和6年3月31日)	6月～3月	御殿地テラス	・ 芝生広場内での飲食を可とする実証実験(6月1日～7月31日) アンケート調査で、約8割の方が継続希望であったことを踏まえ通年実施とした。また、来場者のうち約9割以上の方が再訪を希望していることが分かった。 ・ 既存設備に加えて、ベンチ、物置、デッキステージを設置し、史跡の滞在性を更に高めた。	-
		7月	夜間開放(柱のライトアップ)	・ 夜の史跡を体験してもらうため、柱の復元模型をライトアップし夜間開放を実施した。 ・ あわせて、来場者に対して史跡の解説を実施することで、史跡の価値の周知に努めた。	約1,700名
		10月	テクノス祭(東京工学院専門学校文化祭) 民間主催	・ 民間団体への広場使用を促進することで、広場の有効な活用方法の検討と、史跡の更なる認知度向上を目指す。 ・ 東京工学院専門学校(テクノス)による文化祭を実施した。地域の学校との連携により、専門性をいかした学びを含めたイベントを開催した。また、併せて史跡のPRを行った。	418名
		11月	むさし府中の朝マルシェ	・ 3日間にわたり、市内事業者等によるマルシェ出店(10店舗程度)を実施した。 アンケート調査では、約5割の方が当該イベントで初めて史跡に来場。9割以上の方が再訪を希望していることが分かった。	2,066名
令和6年度	令和6年度国司館と家康御殿史跡広場魅力発信・にぎわい創出事業 (令和6年4月1日～令和7年3月31日)	通年	御殿地テラス	・ 取組継続	-
		7月	御殿地ナイトテラス	・ 令和5年度に実施した夜間開放について、更なる史跡の認知度向上と継続的な開催を目指し改良して実施した(事前先着)。 ・ 参加を事前申込制とし、史跡に関わるクイズとアンケートの回答を必須とした。また、参加者へ史跡広場の歴史を説明する資料を配布し周知を行った。	775名
		10月	JAZZ in FUCHU 民間主催	・ 民間団体への広場使用を促進することで、広場の有効な活用方法の検討と、史跡の更なる認知度向上を目指した。 ・ 音を伴うイベントの際の音の大きさ、音響の位置方向等を確認した。また、史跡の展示がある管理事務所を解放することで、イベント参加者がトイレ等で立ち寄る際に展示を見られるよう工夫し、史跡の周知を図った。	約500名
令和7年度	令和7年度国司館と家康御殿史跡広場魅力発信・にぎわい創出事業 (令和7年4月1日～令和8年3月31日)	通年	御殿地テラス	・ 取組継続	-
		5月	JAZZ in FUCHU 民間主催	・ 民間団体への広場使用を促進することで、広場の有効な活用方法の検討と、史跡の更なる認知度向上を目指した。 ・ 前年度同様の検証及び周知を継続した。	937名
		7月	御殿地ナイトテラス	・ 令和6年度に実施した夜間開放について、更なる史跡の認知度向上と継続的な開催を目指し改良して実施した(事前先着)。 ・ 史跡に関するクイズラリー、ステージイベント内における史跡の説明により周知を行った。	984名
		10月	JAZZ in FUCHU 民間主催	・ 民間団体への広場使用を促進することで、広場の有効な活用方法の検討と、史跡の更なる認知度向上を目指した。 ・ 前年度同様の検証及び周知を継続した。また、史跡のパンフレットを配布することにより、周知に努めた。	約500名

### 3 国司館地区の概要

ここでは、本事業の対象となる国司館地区の概要、位置図を示します。本事業で整備する第2期施設は、ガイダンス機能や便益機能を備える施設です。その際、第1期保存整備事業で整備した区域と一体的に整備することで、史跡指定地全体の本質的価値を高め、駅前のにぎわいの創出を目指していくこととします。

なお、本計画は本事業の内容を定めるものであるため、史跡の指定理由、史跡の位置と周辺環境、発掘調査成果、第1期保存整備事業の内容等は、「国史跡武蔵国府跡（国司館地区）第1期保存整備事業報告」（平成31年3月）の記載に基づくものとします。

#### (1) 敷地の概要

国司館地区の所在地、面積及び法規制等の概要は、次のとおりです。

表2 敷地の概要

史跡名称	国史跡武蔵国府跡（国司館地区）
所在	府中市本町一丁目14番1
土地所有者	府中市（財産区分：行政財産（公共用財産））
敷地面積	全体：7,812.76㎡（第1期：6,158.09㎡、第2期：1,654.67㎡）
法規制	用途地域・地区等：近隣商業地域・第三種高度地区、防火地域 容積率、建蔽率：300%、80% 国史跡指定地、埋蔵文化財包蔵地内（武蔵国府関連遺跡）
その他	本地区は、市の中心市街地内に位置し、「府中市中心市街地活性化ビジョン」においては、本地区の更なる活用によりにぎわい創出及び次世代への継承を図ることとしています。

#### (2) 周辺状況

##### ア 位置

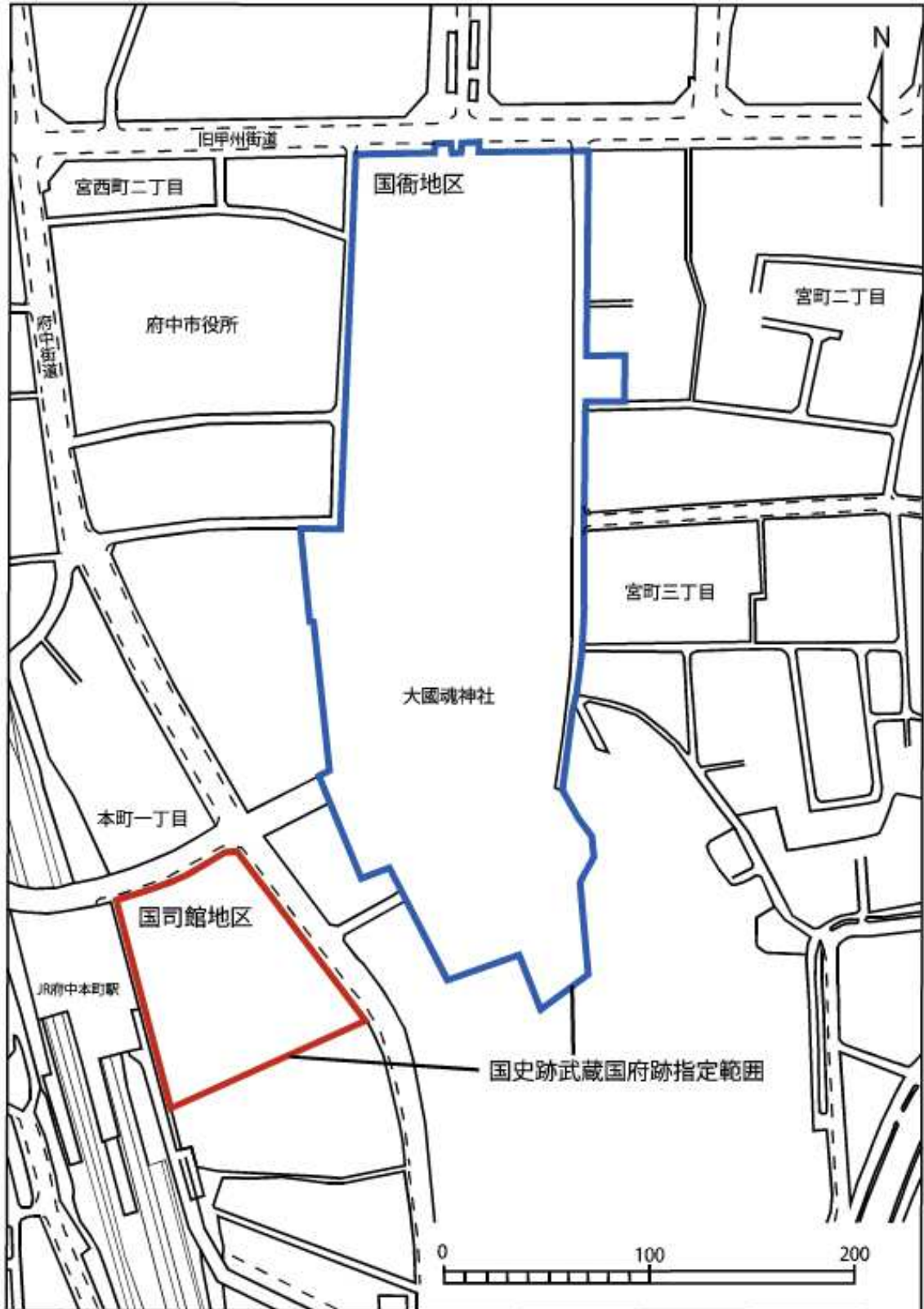
当該地区は、府中本町駅前、京王線府中駅から徒歩10分に立地し、近隣には、大國魂神社を始め、東京競馬場など大規模な集客施設があります。



地図出典：©NTT空間情報株式会社

図6 位置図

イ 指定範囲



青線内が国衛地区、赤線内が国司館地区（本計画対象地）

図7 国史跡の指定範囲

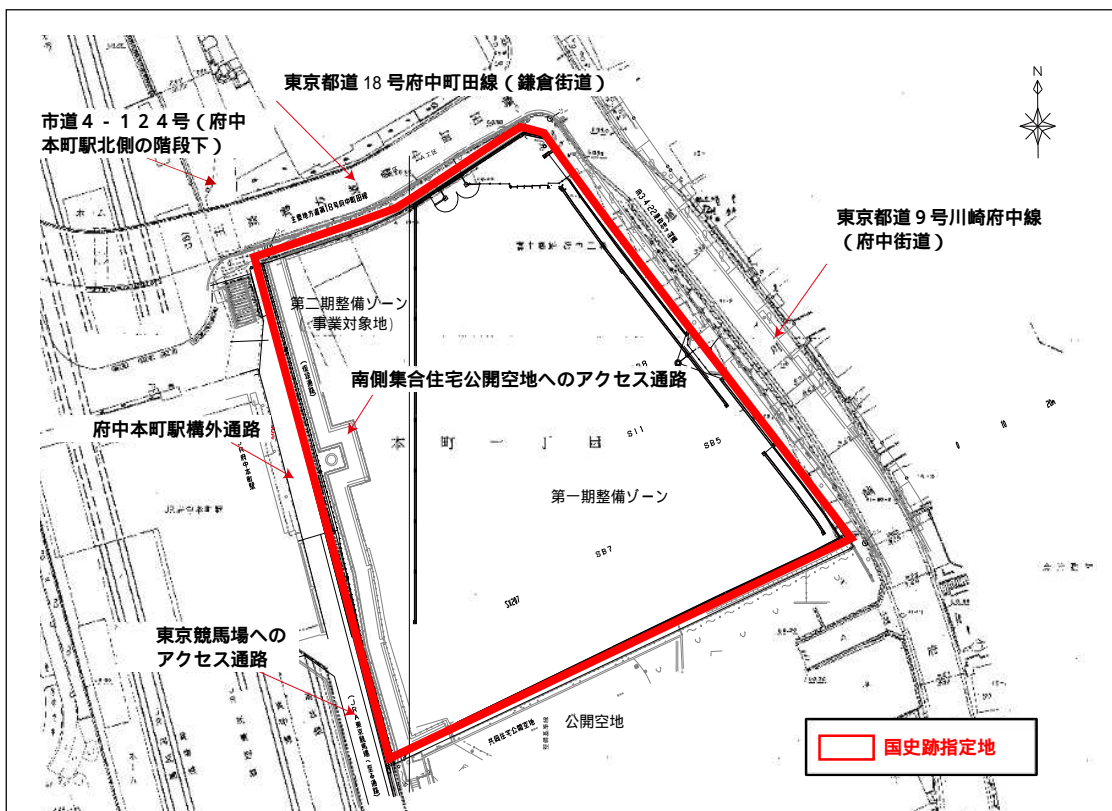
## ウ 接道等

国司館地区は、東京都道 9 号川崎府中線や東京都道 18 号府中町田線などの幹線道路に接道し、かつ府中本町駅構外通路や東京競馬場へのアクセス通路等の通路による動線が確保されています。

表 3 対象施設の接道状況

番号	道路名称	種別	幅員
	東京都道 9 号 川崎府中線 (府中街道)	都 道	約 9m
	東京都道 18 号 府中町田線 (鎌倉街道)	都 道	約 9m
	府中本町駅構外通路	敷地内通路	-
	東京競馬場へのアクセス通路	敷地内通路	-
	南側集合住宅公開空地へのアクセス通路	敷地内通路	約 3m
	市道 4 - 1 2 4 号 (府中本町駅北側の階段下)	市 道	約 7m ~ 13.6m

本事業により、 は形状変更の上、駅から国司館地区へ直結する動線を設ける予定です。



出典：府中市道路台帳平面図

図 8 接道等位置図

## エ 関連計画及び法令等

本事業に関連する計画及び法令等は、次のとおりです。本事業は、これらの計画及び法令等に基づき実施するものとします。

### (7) 関連計画

表4 関連計画一覧

	計画等名称
1	第7次府中市総合計画後期基本計画（令和8年度～令和11年度）
2	府中市中心市街地活性化ビジョン（令和4年度～令和12年度）
3	府中市観光振興プラン（令和4年度～令和11年度）
4	第2次府中市文化芸術推進計画（令和8年度～令和15年度）
5	国史跡武蔵国府跡保存管理計画（平成26年3月）
6	府中市都市計画マスタープラン（令和3年11月改定）
7	府中市景観計画（令和4年5月改定）
8	府中市バリアフリー基本計画（令和7年度～令和16年度）

### (1) 関連法令等

表5 関係法令等一覧

	計画等名称
1	消防法（昭和三十二年法律第八十六号）
2	文化財保護法（昭和三十五年法律第二百十四号）
3	景観法（平成十六年法律第十号）
4	建築基準法（昭和三十五年法律第二百一号）
5	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）（平成十八年法律第九十一号）
6	都市計画法（昭和四十三年法律第百号）
7	都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）
8	府中市地域まちづくり条例（平成十五年十二月十九日規則第三十五号）

## 4 基本方針

本事業は、国の史跡であることを踏まえ、史跡の本質的価値（歴史的価値）を分かりやすく市民に伝える目的と、府中本町駅前のにぎわいの創出の目的を達成するため、次のとおり基本方針を示します。

### (1) 遺構に配慮した整備

国司館地区には、現在も多くの遺構が保存されており、表層から遺構までの深さは、最大で80センチメートル程度となっています。整備に当たっては、整備する施設の耐久面での安全性確保を考えた上で、史跡の本質的価値（歴史的価値）である遺構への影響ができるだけ少なくなるよう配慮します。

### (2) 史跡を楽しく理解し学べるガイダンス機能の整備

国司館地区は、古代武蔵国府の国司館が置かれた場所で、徳川家康府中御殿も含めた、古代、中世、近世に至る市の長い歴史を象徴する場所です。この史跡の本質的価値を理解し、歴史を楽しく学びながら追体験できるガイダンス機能を第2期施設に整備します。

また、当該地に国司館や徳川家康府中御殿が置かれた理由として、かつて富士山を望むことができ、万葉集に詠われた「多摩の横山」(多摩丘陵)が現在も望める地であることから、第2期施設からの眺望を確保できるよう配慮します。

### (3) にぎわいの創出

本事業では、「にぎわい創出ゾーン」に、ガイダンス機能と便益機能を備える第2期施設を整備します。当該施設は、第1期保存整備事業で整備した広場や駅前との一体的な空間として活用し、「当該地区の歴史的価値を高め、かつ、駅前という立地をいかしたにぎわいと魅力ある空間を創出すること」を目的とします。

### (4) 周辺空間と一体で活用するための動線確保

#### ア 府中本町駅からのアプローチ空間

府中本町駅と国司館地区の敷地は隣接していますが、広場に入出入りするためには、現状は北側道路を通り迂回する<sup>うかい</sup>必要があります。両施設の利用者のアクセス向上と、にぎわいの相乗効果を目的とし、府中本町駅の通常改札口（駅北側）から当該広場への直接的なアプローチを検討します。

#### イ 南側隣接の公開空地への動線

国司館地区の南側は、隣接する共同住宅敷地内に設けられた公開空地に隣接しています。現状設けられている府中本町駅の通常改札口（駅北側）から公開空地までの仮設通路は本事業に伴い撤去される予定ですが、整備に伴い改めて動線を検討します。

#### ウ 第2期整備エリア（にぎわい創出ゾーン）への車両動線

国司館地区への維持管理・整備等の車両の出入りは、隣接する道路との高低差があるため、現状のとおり北側出入口のみとします。

なお、広場における車両の進入を可能とする範囲は、舗装部分（多目的広場）までとし、芝生広場より南には進入しないものとします。

## エ 北側道路における広場来場者の歩行者空間の確保

第1期保存整備事業においては、北側道路における広場来場者の歩行者空間を確保するための観点から、敷地を活用して歩道状空地を設けました。本事業においても、第1期保存整備事業で整備した線形の続きとして、歩道状空地を延長します。

### (5) 誰もが利用しやすい施設

国司館地区は、府中市バリアフリー基本計画における「府中駅・府中本町駅・北府中駅周辺重点整備地区」に含めています。本事業の推進に当たっては、誰もが利用しやすく歩きやすいまちと、市民一人一人の心のバリアフリー推進による共生社会の実現を目指し、施設整備への配慮とともに、管理運営者への啓発や情報共有などの取組を進めます。

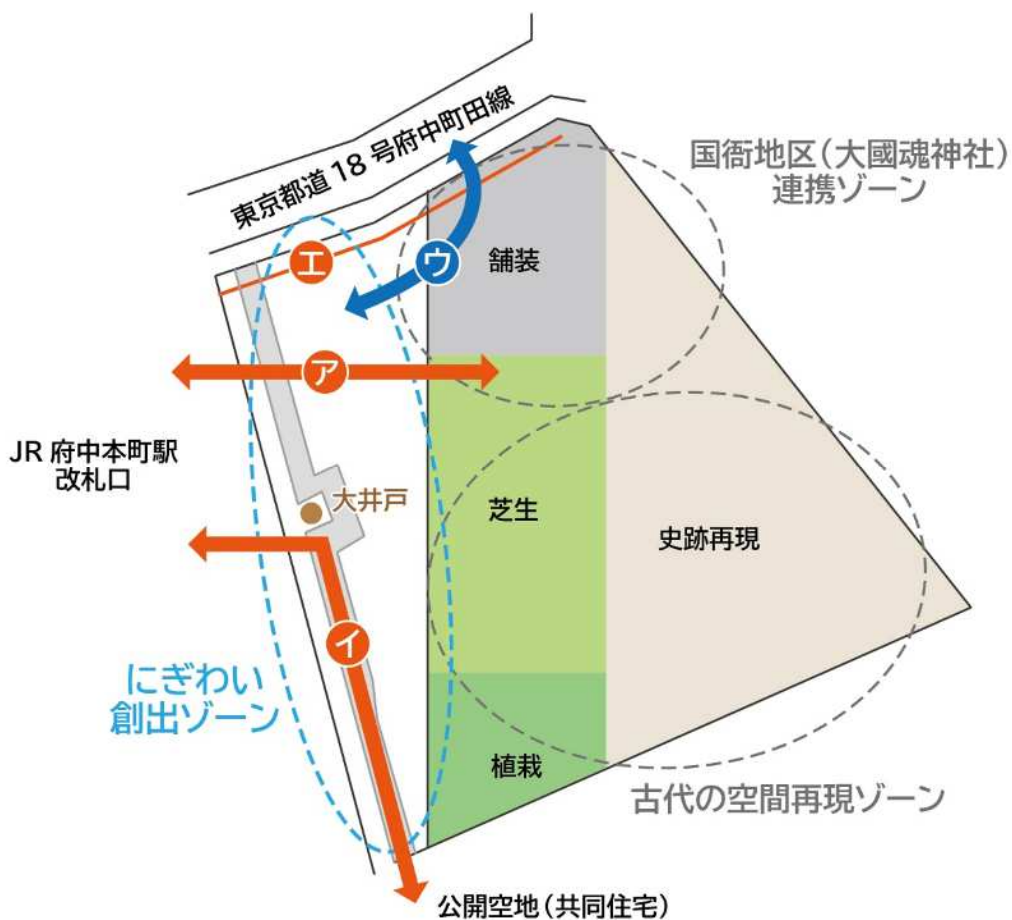


図9 動線のイメージ

## 5 土地利用方針

国司館地区の敷地は、次のとおり施設を整備し、土地利用を図るものとします。

### (1) 検討の条件

国司館地区の土地利用に当たっては、「4 基本方針」を満たすとともに、具体的に次の事項に配慮することとします。

ア 第2期施設、広場、駅等が一体としてにぎわいを創出する動線や空間の整備

イ 国司館地区の歴史的立地を踏まえ、2階又は屋上から眺望を楽しめる空間の確保

ウ 駅改札口から広場の存在を認知できる視認性の確保

### (2) 導入機能等

国司館地区は史跡であるため、第2期施設には、駅前空間及び広場と一体でにぎわいを創出することを目的とした施設として、次の機能を導入するものとします。

ガイダンス機能である展示室は、「子どもが体験しながら武蔵国府跡や徳川家康府中御殿に関する歴史に親しむ場」としての役割を想定します。

表6 導入機能一覧

諸室・スペース等		内容	規模
ガイダンス機能	展示室	・「子どもが体験しながら史跡の歴史に親しむ場」としての役割を想定 ・受付、事務所、キッズスペース、風除室、倉庫を含む。	400 m <sup>2</sup> 程度
	施設内広場	・府中本町駅からの直接的な動線となる屋外ゲート状の空間 ・通常時の飲食や休憩の空間とするとともに、イベント開催時に屋根のある空間として活用を想定	250 m <sup>2</sup> 程度
便益機能	飲食スペース	・広場でのイベント時には、第1期保存整備事業で整備した区域と連携した運用を図る。	200 m <sup>2</sup> 程度
	トイレ・授乳室	施設利用者用	60 m <sup>2</sup> 程度
防災機能	備蓄倉庫	駅前という災害時に避難場所となり得る立地の広場であるため、非常用設備を施設側で確保	50 m <sup>2</sup> 程度
	非常用電源		
	太陽電池		
その他	屋外倉庫	屋外ファニチャー、日よけテント、音響・照明等の物品を収納する倉庫。屋外に単独設置又は施設内の屋外から出入りが容易な場所に設置(景観配慮上、できるだけ施設内に設置)	の備蓄倉庫と一体で設置
	屋外駐車・駐輪スペース	施設関係者及び広場使用許可者専用(駐車場スペースは荷さばき用1台、障害者用1台を想定)	80 m <sup>2</sup> 程度
延べ面積( 仮設物や屋外デッキ等除く。 )			1,040 m <sup>2</sup> 程度

表7 設備一覧

設備	内容	規模
イベントステージ	式典やパフォーマンス、音楽演奏等での使用を想定。 屋根付きの、移動可能なものを想定	4 m × 8 m程度
照明	施設に附属または隣接する形態で、夜間の広場利用における安全確保及びイベント開催を可能とする数量・位置を想定	複数灯
電源	日常からイベント開催時まで、屋外において多様な用途での使用を想定（ステージ、出店ブース、映像配信機材等）	複数箇所。ステージ用としては、100V/60A(15A × 4 回路)程度。
音響	常設ではなく、イベント時に使用・貸出しができる、ポータブルタイプのものを想定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スピーカー 約 2 個</li> <li>・PAセット 約 1 個</li> <li>・マイクセット 約 1 個</li> </ul>

(3) 動線及び機能配置イメージ

本事業の動線及び機能配置のイメージについて、次のとおり示します。なお、具体的な配置は、今後行う詳細設計や管理運営の視点、関係者との協議等を踏まえて検討していきます。

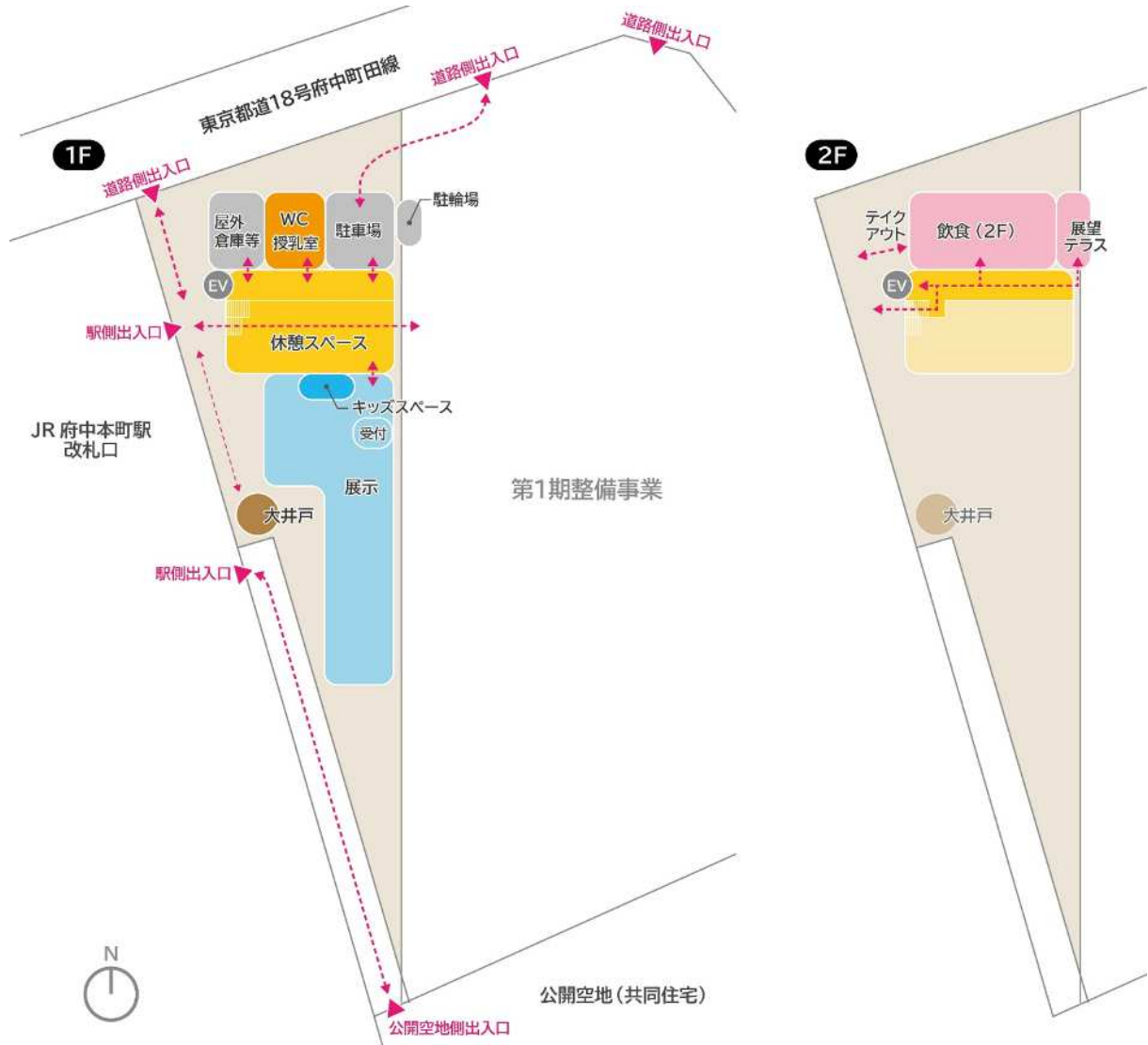


図10 施設整備イメージ

#### (4) サインの設置

本事業では、史跡の本質的価値を高めるため、第1期保存整備事業で整備した部分も含めて周知するとともに当該地区全体を利用者が円滑に利用することができるよう、適切なサインの設置等を行います。

#### (5) 既存設備の改修等

第1期保存整備事業で整備した部分においても、経年劣化に伴う修繕や改修を実施するほか、広場利用に係る設備の整備等を行います。なお、次の対象及びその他オーニングやサイン等を含む全ての設備は、今後、耐用年数等を踏まえて適切な時期に交換や補修等を継続して行うものとしします。

##### ア 模型

国司館の10分の1の復元模型は、模型を間近で見られることにより、国司館の本質的価値を分かりやすく理解できるものです。一方、外気や日光を遮る構造でないことから、近年の想定外の酷暑、台風の大型化やゲリラ豪雨等によって、劣化や損傷が生じています。そのため、現在の構造を変更する等、抜本的な対応を検討します。

##### イ 柱

###### (7) 塗装

柱の経年劣化があるため、必要に応じた安全点検及び修繕、塗装の剥がれの塗り直しを行います。

###### (4) 地中照明の交換

照明の球切れを解消するとともに、交換しやすい仕様に変更を行います。

##### ウ VRコンテンツ

###### (7) 機器の更新

劣化した機器の更新を行います。

###### (4) 映像の更新

従来の映像を基本として再構築し、体験者が再度体験したくなるよう検討します。

##### エ 舗装等

###### (7) 舗装

###### a 石畳部分

これまでに行った調査を踏まえ、陥没が生じている原因の解消、対策に向けて整備を行います。

###### b その他部分

施設の使用による舗装のへこみや退色等について、補修や改修等を行います。

###### (4) 人工芝

人工芝に縮みが発生しているため、利用者が安全に使用できるよう、張り替えや補修等の対策を行います。

##### オ 広場利用設備

今後のイベント等による広場の活用を見据え、屋外に電源及び照明等を設置します。

## 6 整備方針

本事業は、次の整備方針の下実施し、整備に当たっては、府中市地域まちづくり条例、府中市開発事業に関する指導要綱、東京都環境確保条例等、各種法令に基づき進めていきます。

### (1) 遺構に配慮した整備

国司館地区は、敷地全体に本質的価値である遺構が保存され、保護層を設けた土で覆われています。本事業の実施に当たっては、これらの遺構に配慮した設計・施工を行うこととします。

### (2) ガイダンス機能及び便益機能を含む施設の整備

本事業は、単年度ごとに設計業務や建設業務を進める方式を採用することを想定します。また、ガイダンス機能及び便益機能を含む第2期施設の内装等は、管理運営を行う者の創意工夫をいかにすることが重要です。

そのため、史跡に親しむためのガイダンス機能や飲食機能に関しては、民間事業者へ意見を聞き、内装工事を管理運営者が実施する方法も含め役割分担を検討します。

### (3) 舗装の変状対策

本事業に当たっては、「5(5)エ(7) a 石畳部分」に示す、第1期保存整備事業区域内の舗装に見られる一部沈下や石灰付着等の変状の対策工事を合わせて行います。

石畳部分の舗装の変状は、調査を行った3か所で、それぞれ異なる状態（沈下、目地開き、湧水染み出し、石灰付着）が確認されました。

これらの対策工事の該当箇所は、本事業における既存プレハブの解体による地下埋設物の再調査、工事車両の乗り入れ、敷地全体の排水経路等の区域と重複しています。そのため、本事業の前段階では利用者の安全確保に伴う応急対策を行い、本事業の工事と合わせて表8に示す対策工事を行います。

表8 舗装の変状と対策工事の概要

変状の種類	変状の要因	対策工事の概要
沈下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 締固め不十分な廃材を含む地中埋設物が存在</li> <li>・ 車両乗り入れ等による荷重増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 掘削撤去 + 埋戻工（流動化処理土）</li> </ul>
目地開き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ たわみ性のない舗装構成</li> <li>・ 伸縮性のない目地材</li> <li>・ 車両乗り入れ等による荷重増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 半たわみ舗装に更新</li> </ul>
湧水染み出し ・ 石灰付着	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遮水性の高い覆土</li> <li>・ 透水性の高い舗装</li> <li>・ 砕石（帯水層）の連続不良</li> <li>・ 舗装路盤に再生砕石が存在（水酸化カルシウムの溶出）</li> <li>・ 敷地全体の雨水が地下砕石層に大量に浸水したことによる<sup>いぼすい</sup>溢水</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地下水排水工</li> </ul>

## 7 管理運営方針

### (1) 想定される事業スキーム

広場の管理運営においては、次の事業スキームでの実施を想定します。

#### ア 本事業前（試行段階）

現在は、仮設事務所を設け、委託により広場の管理と運営を行っています。また、令和4年度から、実証実験の位置付けとして、広場のにぎわい創出に取り組んでいます。

令和8年度からは、国司館地区を含む中心市街地におけるエリアマネジメントの仕組みを活用します。具体的には、都市再生特別措置法第74条に基づく「都市利便増進協定」の締結により、まちづくりを含めた更なる魅力の創出に取り組めます。

#### イ 本事業後（本運用段階）

本事業の完了後は、新たに整備した第2期施設と広場との一体的な魅力の創出が必要であることから、「指定管理者制度」による施設管理運営、「都市利便増進協定」による中心市街地のまちづくりとしての視点を含めたエリアマネジメントとする体制を想定します。本手法を採用する有効性は、次のとおりです。

- 展示室を主とする「ガイダンス機能」、飲食やトイレ・授乳室を含む「便益機能」、第1期保存整備事業で整備した区域及び周辺地域との一体的なにぎわい創出に当たり、指定管理者によるマネジメントが適切と考えられること。
- にぎわい創出に当たっては、当該地を含む中心市街地全体と連携したイベントの実施等、「都市利便増進協定」の活用及び連携が効果的であること。
- 第2期施設が小規模である一方、第1期保存整備事業で整備した屋外広場の一体的活用、第2期施設と広場で異なる開館時間の想定、イベント実施における多様な主体の参画の必要性等、事業全体の柔軟な運営が求められる。そのため、情報共有や多様なイベントの誘致、事業効果の向上等の点から、市の直営や業務委託ではなく、民間事業者のノウハウやこれまで培ってきた当該地のエリアマネジメントの連携を活用することが有効であると考えられること。

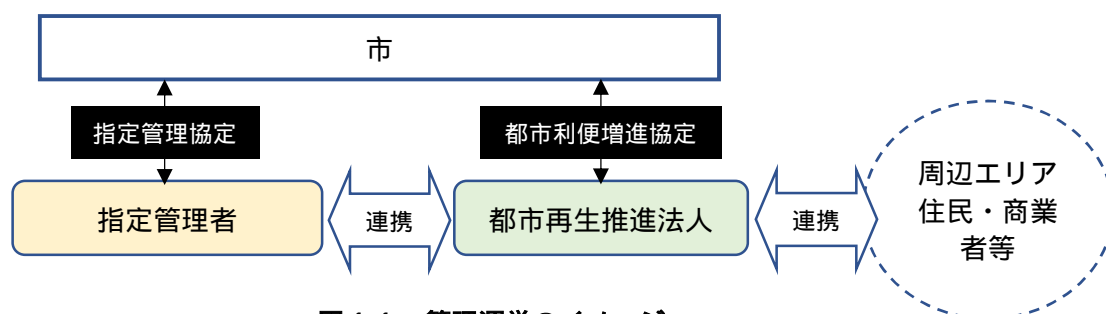


図11 管理運営のイメージ

(2) 本事業における役割分担

当該施設の管理運営を指定管理者制度で行うことを想定した場合、業務の役割分担を次のとおり想定します。

表9 本事業における業務分類

業務分類	業務内容
指定管理業務	1 施設維持管理（清掃、警備、保守点検） 2 総合案内・受付 3 VR ゴーグル、日よけテント、テーブル・椅子、ステージ等の管理及び貸出 4 イベント企画・実施 5 展示室の運営（原則として、ガイダンスにかかる展示物の入替等管理を除く） 6 飲食スペースの管理・運営 7 庶務・経理等
都市利便増進協定	1 エリアマネジメント 2 イベントの企画・実施
市が別途行う業務	1 展示室の展示物の入替等管理（管理運営する者の提案によっては、管理運営者が実施） 2 学芸分野における、指定管理者及び都市利便増進協定締結者等からの相談、調整

## 8 今後のスケジュールと課題

### (1) 事業のスケジュール

本事業のスケジュールについて、次のとおり想定します。なお、今後行う設計、現地  
の状況、その他変更を伴う事象により、適宜見直しを行います。

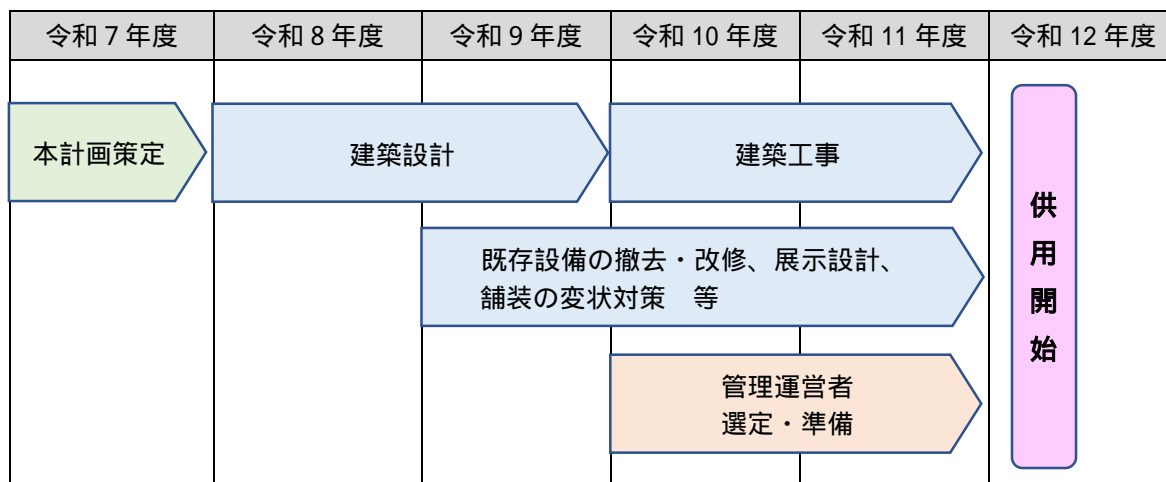


図12 事業スケジュール(イメージ)

### (2) 概算事業費のイメージ

ここまでの整理を踏まえ、本事業における初期整備費、維持管理・運営費の現時点での  
概算事業費イメージについて、次のとおり示します。

なお、当該事業費は今後の設計等を踏まえるとともに、近年高騰する人件費や資材を  
想定する中、引き続き精査していくものとします。

表10 本事業の概算事業費(イメージ)

項目	数量	備考
延べ面積	約 1,000 m <sup>2</sup>	府中本町駅から第1期保存整備施設に通り返ける休憩 スペース部分を含む。
初期整備費(税込)	約 8.6 億円	設計、建設、工事監理、什器備品費 <sup>しぎょう</sup> を含み、基盤整備費 を含まない。
指定管理料(税込)	約 5,900 万円/年	維持管理委託費、管理運営費、事業費、修繕更新費を 含む(光熱水費は含まない。)

飲食機能については、常設または非常設の形態により、必要となる費用(人件費・食材消  
耗品費・その他費用等)を別途計上する。

「5(5) 既存設備の改修等」に係る費用は、別途計上する。

表の数量は、類似の事例や仮の条件付けにより試算したもの

(3) 今後の課題

本事業の推進に向け、今後確認や検討が必要となる課題について、次のとおり整理します。

ア 便益機能として設置する飲食機能導入形式の設定

本計画では、府中本町駅前土地であることを踏まえ、史跡の本質的価値を高めるとともに、にぎわい創出を目的の一つとしています。そのため、便益機能として設置する飲食は原則常設の運営形態を想定します。ただし、今後民間事業者の意見を聞く中で、常設が困難な場合には非常設の形態も含めて検討します。

イ 隣接地と当該地の接続

「4(4) 周辺空間と一体で活用するための動線確保」の実現に当たっては、隣接土地所有者の協力が必要です。当該地の整備に当たっては、これまで検討段階から調整を行ってきましたが、今後は具体的な接続の段階に向け、詳細を検討した上で引き続き調整を行っていく必要があります。



## 参 考 资 料

## 参考1 関連計画及び法令等

本事業に関連する計画及び法令等は、次のとおりです。

### (1) 関連計画

表1-1 関連計画一覧

計画等名称	概要
第7次府中市 総合計画後期 基本計画(令和 8年度～令和 11年度)	<p><b>都市像(まちの将来像)</b></p> <p>「きずなを紡ぎ 未来を拓く 心ゆたかに暮らせるまち 府中」</p> <p><b>基本目標3</b> 多様性を認め合い、人と文化が磨かれるまち(文化・学習)</p> <p>&lt;基本施策&gt;3 文化・芸術活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歴史文化遺産の保存と活用により、市民を始めとする多くの人々が本市の歴史文化遺産について学び、その価値に対する理解を深めることで、郷土愛が生まれ、本市への誇りを持っています。このことにより、歴史と伝統があるまちとしての魅力が形成されています。</li> </ul>
府中市中心市 街地活性化ビ ジョン(令和4 年度～令和12 年度)	<p><b>中心市街地活性化ビジョン 基本方針</b></p> <p>方針1) 地域資源をいかしたにぎわいと回遊性のあるまちづくり</p> <p>大國魂神社・けやき並木・国司館と家康御殿史跡広場等の歴史・文化資源の更なる活用によるにぎわい創出と次世代への継承</p>
府中市観光振 興プラン(令和 4年度～令和 11年度)	<p><b>基本目標(目指すべき姿)</b></p> <p>「経営力に基づく観光を基軸として、観光・交流による地域の活力を向上し、市民が誇れる観光・交流を磨き上げ、持続可能な観光・交流を実現すること」</p> <p>基本目標(目指すべき姿)に向け、以下のスローガン・コンセプトを示している。</p> <p>(1) スローガン</p> <p>多様性と持続性のある交流文化都市 府中 ～伝える つながる 仕掛ける～</p> <p>(2) コンセプト</p> <p>伝える</p> <p>約1300年前に武蔵国府が置かれた府中市は、武蔵国の政治・経済・文化の中心として栄えました。江戸時代には、甲州街道の宿場町として産業・情報が集積し、多彩な文化が育まれてきました。この長い歴史の中で培われてきた交流の礎は、現代の府中市民のシビックプライドに引き継がれ、地域の活力・地域の魅力向上、そしてシティプロモーションにもつながっています。</p> <p><b>観光振興へ向けた施策</b></p> <p>1 (1) 観光コンテンツづくり</p> <p>各テーマの多様な主体が連携した観光コンテンツの開発</p> <p>緑・都市農業、商工業、スポーツ等の主要テーマごとのプログラムだけでなく、多様な主体が連携を行うことで面として府中のライフスタイルを体感いただける観光コンテンツ開発を行います。また、お祭り・イベント等の既存資源の再検討やオンライン・VR等の手法も検討するなど、新たな価値創造に向けた取組を促進します。</p> <p>1-(2) 交流拠点づくり</p> <p>駅や観光・文化施設を活用した交流拠点づくり</p> <p>5路線14駅を活用した交流の拠点づくりや、各施設が観光のハブ機能としての役割を果たし、面としての魅力発信を行います。</p>

計画等名称	概要
第2次府中市 文化芸術推進 計画(令和8年 度～令和15 年度)	<p><b>基本施策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本施策3「つながる」: 市内外から人々が集い、文化芸術を通したつながりにより幸福度が高まるまちづくり</li> <li>基本施策4「つむぐ」: 歴史と伝統により培われた府中市ならではの地域文化を活用・継承し、新たな文化を紡ぐまちづくり</li> </ul> <p><b>施策の方向性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多様な文化資源の魅力向上と活用(基本施策3)</li> <li>文化財の保存、整備及び積極的な活用(基本施策4)</li> </ul> <p><b>主要な事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>武蔵国府跡保存・活用事業(基本施策4)</li> </ul> <p>府中市の歴史を代表する国史跡武蔵国府跡を適切に保存し、活用していきます。武蔵国府跡国司館地区第二期整備事業では、歴史的価値を高め広く発信するとともに、駅前という立地をいかしたにぎわいと魅力ある空間を創出することを目的とし、保存・整備・活用を図ります。</p>
国史跡武蔵国 府跡保存管理 計画(平成26 年3月)	<p><b>計画の目的</b></p> <p>適切な保存と次世代への確実な伝達を行なうために本保存管理計画を策定し、国史跡としての保存・整備及び活用を図っていくものである。</p> <p><b>保存・管理の基本方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国史跡武蔵国府跡を保存しその本質的価値を高めていくことを基本方針とする。</li> <li>本質的価値を、市民を始め国内から全世界、後世に伝え、史跡の歴史的価値と理解をさらに広める。</li> <li>国史跡指定地内のみならず、国府域行全体を視野に入れ、保存管理する。</li> <li>古来より営まれてきた大國魂神社の信仰空間としての風致を保つことと、大國魂神社に参詣が行われていることに配慮する。</li> </ul> <p><b>整備・活用の基本方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>史跡指定地内の遺構、遺物を適切に保護し整備を行う。</li> <li>史跡の本質的価値が見学者に容易に理解されるよう、適切な情報提供を行う。</li> <li>古代からの歴史の重層性と現代の都市活動が融和する空間づくりを行う。</li> <li>JR 府中本町駅周辺の賑わいと魅力づくりに向けた環境整備を行う。</li> <li>府中市や地域の魅力の発信とおもてなしの環境づくりなど観光交流を促進する整備を行う。</li> <li>本史跡をはじめとした地域の歴史文化を学ぶ場としての整備・活用を行う。</li> <li>地域の人々の暮らしとともに活用される市民活動の場づくり、憩いの場としての整備を行う。</li> <li>市内の文化資源や周辺の関連遺跡等を結び、広域的な歴史資源をめぐる拠点としての機能を充実させる。</li> <li>整備後の史跡の活用を積極的に行うために広い視点から活用の方策を検討する。</li> </ul> <p><b>運営及び体制整備の基本方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>史跡の管理・運営を継続的に行うために、大國魂神社、府中市・府中市教育委員会、地元住民の協働による管理・運営を行う。</li> <li>史跡の保存管理に関して、管理者に疑義が生じた場合ないしはここに定めのない事項については史跡の管理者と府中市が協議し協力して解決を図るものとする。</li> </ul> <p><b>今後の課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>武蔵国府跡の調査・保護のための今後の取り組み</li> <li>周辺の都市機能や様々な土地利用等との共存・調和の検討</li> <li>国史跡武蔵国府跡(国司館地区)内における保存・活用に係る施設整備の検討</li> <li>主要な歩行者動線から人々を国史跡武蔵国府跡に引き込む工夫の検討</li> <li>周囲の関連遺跡など歴史文化の相互連携による地域の活性化の検討</li> </ul>

計画等名称	概要
府中市都市計画に関する基本的な方針(府中市都市計画マスタープラン)(令和3年11月改定)	<p><b>将来都市像</b> 「きずなを紡ぎ 未来を拓く 心ゆたかに暮らせるまち 府中」</p> <p><b>テーマ別まちづくり方針</b> にぎわいのある拠点市街地の形成 中心拠点(府中駅・府中本町駅) ・株式会社まちづくり府中のエリアマネジメントにより、各種イベントを連携させるなどの地域マネジメントを進め、商業のにぎわいを創出するとともに、中心市街地に存在する歴史・文化資源や東京競馬場を活用し、回遊性の創出を図ります。 歴史や文化を観光にいかしたまちづくり ・国史跡武蔵国府跡、国天然記念物馬場大門のケヤキ並木や大國魂神社などの本市固有の歴史・文化資源を保存するとともに、観光資源としての活用を通して、まちの活性化を図ります。 ・国史跡武蔵国府跡や国史跡武蔵府中熊野神社古墳など、地域の歴史・文化資源を観光資源としたにぎわいづくりを進めます。 公共公益施設の最適化 ・公共公益施設については、公民連携などの民間活力の導入を図りながら、施設の配置状況や利用状況等を踏まえて最適化を図る等、全ての地域に均一の施設を整備するのではなく、各施設と連携することで、サービスの向上や新たな市民ニーズに対応します。</p> <p><b>地域の将来像及びまちづくりの目標(地域別まちづくり方針)</b> (1) 大國魂神社・馬場大門のケヤキ並木・武蔵国府跡を核とした歴史と風格のあるまち ・大國魂神社、国天然記念物馬場大門のケヤキ並木、国史跡武蔵国府跡(国司館地区)等の景観資源との調和を図るまちづくりを進めます。</p> <p><b>まちづくり方針(地域別まちづくり方針)</b> (1) にぎわいと活力のあるまちづくり ● 歴史文化をいかした賑わいの創出 ・国史跡武蔵国府跡(国司館地区)の整備を進め、歴史的価値を高めるとともに、にぎわいの創出を図ります。 (4) 魅力ある住環境を維持するまちづくり ● 歴史資源をいかした景観づくり ・国史跡武蔵国府跡周辺においては、歴史あるまち並みに配慮した景観とします。</p>
府中市景観計画(令和4年5月改定)	<p><b>施策の内容</b> &lt;目標2&gt; 歴史や文化の奥行きを感じさせる景観形成 基本方針4 大國魂神社・けやき並木をいかした中心市街地の景観形成 <b>施策10 国史跡武蔵国府跡などの歴史的資源を保全・活用する。</b> 府中駅・府中本町駅周辺に集積する国史跡武蔵国府跡などの歴史的資源を可能な限り保全し、景観資源としてネットワーク形成に努め、地域観光と連携し、歩きたくなる景観を形成します。 高い容積率が指定され、建物の高層化が進むけやき並木沿道や旧甲州街道沿道において、歴史的なたたずまいの保全・再現と高度な土地利用が両立するよう、専門家への相談や助言等により、旧街道にふさわしい景観の在り方を検討します。 府中本町駅前のにぎわいと魅力ある空間の両立を目指して、国史跡武蔵国府跡の保存・活用を図ります。</p> <p><b>施策11 地域の歴史や文化を保全・活用する。</b> 遺跡や史跡、寺社等の歴史的な建造物、屋敷林、大木・希少樹等、地域の景観を特徴付ける景観資源を適切に保全するとともに、積極的に活用することによって、</p>

計画等名称	概要
	<p>市民の景観資源への理解と認知を広め、次世代に継承します。</p> <p>各地域で行われている祭りや伝統的・文化的行事、その風景を保全・継承していくため、地域の歴史や文化の学習活動、保全活動など、市民の主体的な活動を支援します。</p> <p>史跡や寺社等の歴史的建造物等の景観資源が地域で引き立つよう、周辺の建築物や屋外広告物の配置や色彩・形態、緑化等に配慮します。</p> <p><b>歴史的建造物周辺における景観誘導</b></p> <p>本市には、国史跡武蔵国府跡や国史跡武蔵府中熊野神社古墳を始めとする史跡や歴史的建造物等の文化財が数多くあり、これらのうち下表の建造物等は、指定文化財等として保存されています。こうした文化財等を、歴史的景観資源として将来にわたり保全するとともに、地域のシンボルとして活用します。そのため、府中市景観ガイドラインに基づき、周辺の建築物等においても、資源の景観特性や地域特性をいかした歴史的、文化的景観への配慮を誘導します。なお、東京都では、歴史的な価値のある建造物のうち、景観上重要なものとして「東京都選定歴史的建造物」(東京都景観条例第22条)を選定し、保存を図っています。また、東京都選定歴史的建造物や文化財、庭園等のうち、これらを含む周辺の良好な景観形成に特に重大な影響を与えるものを「特に景観上重要な歴史的建造物等」(東京都景観条例第32条)に定めることで、その周辺で行われる建築行為等に対して、景観形成を誘導しており、こうした東京都の取組との連携を図ります。</p> <p><b>【国指定文化財】</b></p> <p>武蔵国府跡 所在地：本町1 所有者：府中市 指定年：H23 文化財種類：史跡</p> <p><b>【府中市景観ガイドラインで位置付ける歴史的景観資源】</b></p> <p>「面」的資源タイプ 国史跡武蔵国府跡(国衙地区・国司館地区)</p> <p><b>施策13 生活拠点としてにぎわいのある駅周辺をつくる。</b></p> <p>駅を中心とした商業機能の集積をいかして、市民の生活拠点となるにぎわいと活力のある景観を形成します。</p>
府中市バリアフリー基本計画(令和7年度～令和16年度)	<p>国史跡武蔵国府跡は、本計画において「観光施設」に分類される生活関連施設として位置付けられており、「府中駅・府中本町駅・北府中駅周辺重点整備地区」に含まれている。また、建築物特定事業の対象施設となっており、国衙地区及び国司館地区において以下の事業が実施されている。</p> <p>国史跡武蔵国府跡(国衙地区)</p> <p>教育啓発・心のバリアフリー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な利用者への適切な対応について、係員の教育を実施する。</li> </ul> <p>人的対応・接遇</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・係員による案内やサポートなどの対応を充実させる。</li> </ul> <p>国史跡武蔵国府跡(国司館地区)</p> <p>教育啓発・心のバリアフリー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な利用者への適切な対応について、係員の教育を実施する。</li> <li>・車椅子利用者用トイレの優先利用について、分かりやすい場所に案内を掲示するなどして利用者へのマナーの啓発を推進する。</li> </ul> <p>人的対応・接遇</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・係員による案内やサポートなどの対応を充実させる。</li> </ul>

## (2) 関連法令等

表 1 2 関係法令等

法令	内容
消防法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法第 17 条第 1 項及び令第 6 条、令別表第 1 ( 1 ) 項口より、集会場は防火対象物に該当する。</li> </ul>
文化財保護法	<p>( 第 1 条 )</p> <p>この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 史跡等の「活用」に関しては、文化財保護法第 1 条に総括的に言及されているのみで、具体的な事柄は定められていない。史跡等の「活用」と密接に関することとして、文化財保護法には有形文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財の各々の「公開」に関する制度が定められているが、史跡等については明確に言及した条文がない。( 史跡等整備の手引き -文化庁文化財部記念物課監修- )</li> </ul> <p>( 第 1 2 5 条 )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</li> </ul>
景観法	<p>事業対象地は、府中市景観計画において大國魂神社・けやき並木周辺景観形成推進地区に指定されており、建築物の高さ 20m 又は延べ面積 3,000 m<sup>2</sup> 以上の場合に、第 1 6 条第 5 項の規定による通知が必要となる。</p>
建築基準法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本事業で整備する施設は、建築基準法第 2 条第 1 項 2 号より、「特殊建築物」に該当する。</li> </ul>
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 ( バリアフリー新法 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 14 条第 1 項及び東京都の「建築物バリアフリー条例第 4 条」より、全ての規模の集会場の新築、増築、改築、用途変更、修繕について建築物移動等円滑化基準への適合義務が必要となる。</li> </ul>
都市計画法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主として建築物の建築又は特定工作物の建設に供する目的で地盤面に変更を加える場合、土地の区画形質の変更を行う「開発行為 ( 第 4 条第 12 項 )」に該当し、第 29 条に基づく開発許可を要する。</li> <li>・ 事業対象地には約 2 m 程度の高低差があり、開発行為に該当することとなった場合には、建築前に開発行為に係る工事が完了したことを公告する必要がある。ただし、都道府県知事が支障がないと認めるときはこの限りでない。</li> </ul> <p>主として建築物の建築又は特定工作物の建設に供する目的で行う土地の区画形質の変更 ( 開発行為 ) を行う場合は、第 29 条に基づく開発許可を要する。</p>
都市再生特別措置法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 7 4 条に定める「都市利便増進協定」を都市再生推進法人と締結することで、官民が連携して施設を活用し、にぎわいを創出することが可能となる。協定においては、次の項目を定める必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協定の目的となる都市利便増進施設の種類及び位置</li> <li>・ 同施設の一体的な整備又は管理の方法 例) 清掃の頻度と実施主体、簡易な修繕を行う主体、イベント等の活用方法</li> <li>・ 同施設の一体的な整備又は管理に要する費用の負担方法</li> <li>・ 協定の変更又は廃止の場合の手続</li> <li>・ 協定の有効期間 など</li> </ul> </li> </ul>

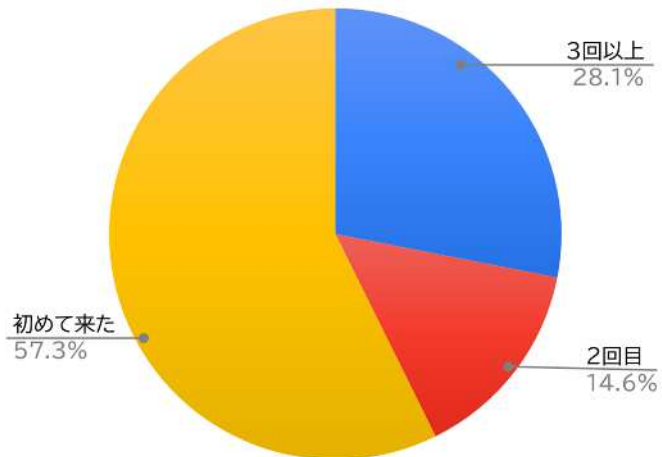
法令	内容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市利便増進協定の対象施設は、規則第12条の2に記載されており、都市の居住者その他の者の利便の増進に寄与する施設として制度趣旨に適うものであれば、営利を目的とするか否かを問わず対象とすることが可能である。省令に明記されていないその他これらに類する都市利便増進施設は、その形態も多岐にわたり、様々な内容のものが想定される。そのため、目的、管理の方法等から、都市利便増進施設か否かを市町村が総合的に判断するとされている。</li> </ul>
府中市地域まちづくり条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府中市地域まちづくり条例第17条に、該当する行為を行う場合は市長が別に定める基準により公共施設及び公益的施設を設置するとともに、当該開発事業の施行に関し、必要な事項を遵守するものとなっている。</li> <li>・第17条第1項第5号に示す「特殊建築物」とは、後述する建築基準法で示される用語と同一の定義である。 (開発基準の遵守基準に該当する可能性がある事項) <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 都市計画法の規定による許可を必要とする開発行為</li> <li>(3) 第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域以外の地域内における高さ10メートルを超える建築物（一戸建ての住宅及び2戸で形成された長屋は除く。）の建築</li> <li>(5) 延べ面積が1,500平方メートルを超える特殊建築物の建築</li> </ul> </li> </ul>

## 参考2 導入機能に係る来場者アンケート（抜粋）

令和7年度に実施した「御殿地ナイトテラス」で来場者アンケートを行い、175名の方から回答がありました。

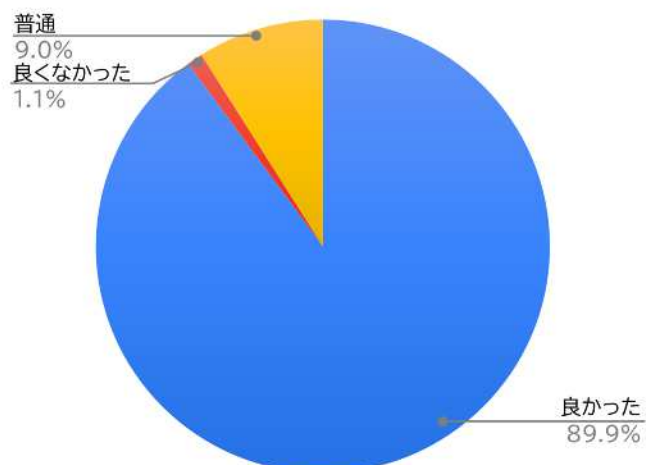
問1:

史跡に来たことがありますか？



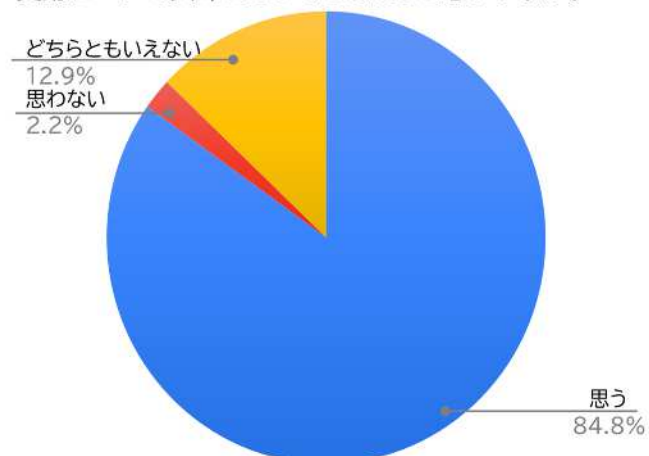
- ・ 初めて来た方が 57.7%と過半数を占めた。
- ・ 一方で約 40%が1回以上の来場経験があった。

問2: 今回の「御殿地ナイトテラス」の開催内容はいかがでしたでしょうか。



- ・ 良かったと感じた方が 89.9%と多数を占めた。
- ・ 良くなかったと感じた方は 1.1%に留まった。

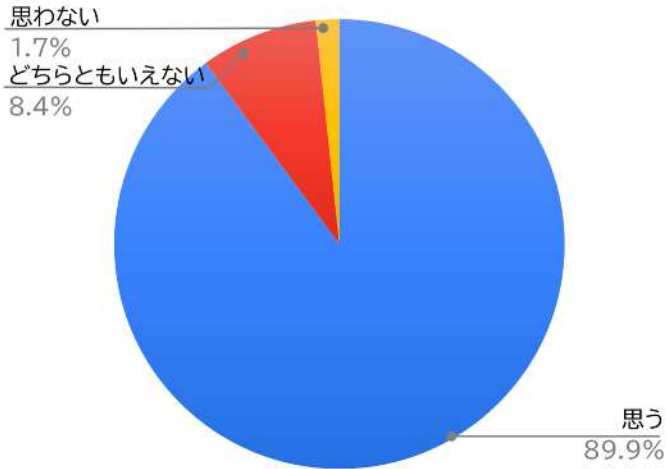
問3: 本イベントでは、MCによる史跡広場の説明やクイズラリーなど、史跡を楽しんで学んでもらえるような取り組みを実施しています。このようなコンテンツにより、史跡について興味をもってもらえますか。



- ・ 84.8%がコンテンツにより史跡に興味をもってもらえると回答した。
- ・ 今年度から始めたクイズラリーや MC の効果が充分現れたと考えられる。

問4:

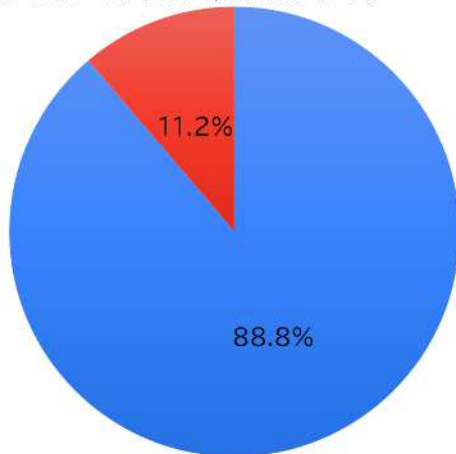
今回設けた「参加費」は、全額イベント開催の費用に充てています。参加費が発生しても、今後も参加したいと思えるようなイベントでしたか。



- ・参加費が発生しても参加したい方が89.9%を占めた。
- ・参加費を開催費用に充てることにより、継続的な実施や内容を工夫できる可能性がある。

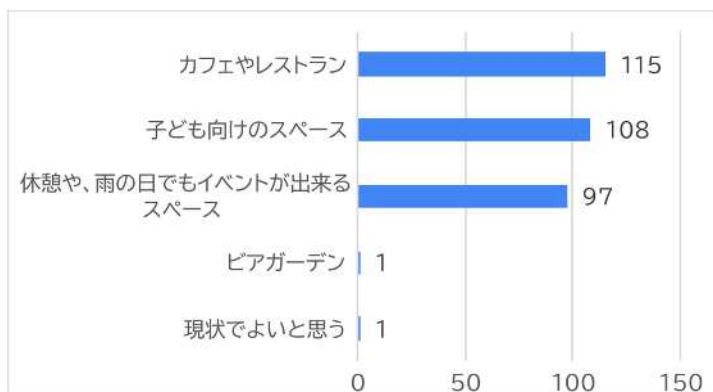
問5:本イベントは、「駅前の賑わい創出」をテーマに、史跡広場の活用を試みるなかで開催しています。このようなイベントで史跡広場が賑わうことにどう感じますか。

- このようなイベントで史跡広場が賑わうことに賛成であり、もっと増やすべきだ。
- このようなイベントは年に1、2回程度でよい。



- ・このような駅前のにぎわい創出に関するイベントを、今後ももっと増やすべきという声が88.8%であった。

問7:今後、広場内に「にぎわいを創出する施設」の建築を計画しています。どのような機能があるのにぎわいが創出できると思いますか。(複数回答可)



- ・本計画で想定する機能について、回答者の多数がにぎわい創出につながるという意見であった。